

Ⅱ 情報提供・共有（リスクコミュニケーション） に関するマニュアル

目次

第1章 始めに

第2章 県における対応

- 1 情報収集体制の整備
- 2 情報提供体制の整備
- 3 情報提供の内容
- 4 情報提供方法

第3章 市町における対応

第4章 県と国等との連携

- 1 国との連携
- 2 市町との連携
- 3 医療機関、指定地方公共機関との情報共有

情報提供・共有に関するマニュアル 概要

県民一人一人が、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき適切に行動することでまん延防止が可能となるため、県及び市町は、平時から情報提供に努めるとともに、発生時に迅速に正確な情報を県民に提供する。

		発生前	発生時（海外発生～）
県	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○海外、国内、県内の鳥インフルエンザの発生状況、新型インフルエンザ等が疑われる事例の発生状況、最新の知見等の情報収集 ○ワーキンググループや警戒本部等を構成する関係部局等間で収集した情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き実施
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○健康福祉部事務次長を広報担当者に、技術次長をその代理に選任する等必要な体制を整備 ○関係部局や国との情報連絡網の整備、広報体制の強化 ○新型インフルエンザ等の基本知識、家庭での感染対策、県の対策等について情報提供（HP、パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部局との情報共有・調整、一元的な情報提供（HP等） ○コールセンター等相談窓口の設置 <p>（国内発生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国と連携を図り記者発表
	国等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○国・市町との間で互いに窓口となる担当者を複数設定、緊急時の連絡先、電話番号・メールアドレスを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○国のコールセンター・Q&A等の活用により国と密な情報共有 ○厚生労働省から示された診断・治療に係る情報を医療機関に周知 ○指定地方公共機関等と適宜情報共有
市町		<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・提供体制、関係部局間での情報共有体制を整備 ○県との間で互いに窓口となる担当者を複数設定、緊急時の連絡先、電話番号・メールアドレスを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県が発信する情報、地域内の発生状況、今後の対策・公共交通機関の運行状況等を住民へ情報提供 ○相談窓口を設置

第1章 始めに

新型インフルエンザ等対策においては、県及び市町が、医療等の各分野における検討を進め、その体制を整備することは極めて重要であるが、そのみでは対策が有効に機能しないおそれがある。新型インフルエンザ等の発生時には、医療等の各分野における施策の実施に当たって、県民一人一人が、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめて、まん延の防止が可能となる。このため、県及び市町は、平時から情報提供に努めるとともに、発生時において個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を県民に提供するとともに、継続的に県民の意見を把握し、県民が主体的に対策に参画できる体制を整備する。その際、コミュニケーションに障害のある方（視覚障害者、聴覚障害者等）や外国人など受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

本マニュアルは、このような認識の下、新型インフルエンザ等対策を実施する主体別に、実施すべき情報収集・提供に係る体制、県民との間での情報共有等の在り方について、あらかじめ整理し、規定するものである。

第2章 県における対応

1 情報収集体制の整備

- (1) 県は、海外、国内及び県内の鳥インフルエンザの発生状況、新型インフルエンザ等が疑われる事例の発生状況（以下「鳥インフルエンザ等の発生状況」という。）並びに最新の知見等に係る情報収集を行う。
- (2) 県は、日常的に収集した情報を新型インフルエンザ等対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）において共有するとともに、新型インフルエンザ等対策警戒本部及び新型インフルエンザ等対策連絡会議を構成する関係部局や関係機関との間でも共有するよう努める。

（情報収集に係る留意事項）

海外及び国内の鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集においては、その内容及び収集源に関し、次に掲げる点について留意する。また、県内の鳥インフルエンザ等発生状況に係る情報の収集源については、医療機関等からの報告が主となることから、県医師会を通じ、医療機関との連携・協力体制の強化を図る。

	海外発生情報	国内発生情報	県内発生情報
収集すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ・発生国・地域 ・発生日時・発表日時 ・確定診断の状況等 ・健康被害の内容（症状、重症度等） ・感染拡大の状況（家族以外への感染等） ・現地での対応状況（初動対応の内容等） ・住民、国民の反応 ・諸外国やWHO等関係機関の動き ・情報の発信元及びその信頼度等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域 ・発生日時・報道発表の状況 ・確定診断の状況等 ・健康被害の内容（症状、重症度等） ・感染拡大の状況（家族以外への感染等） ・現地での対応状況（初動対応の内容等） ・住民、国民の反応 ・情報の発信元 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域 ・発生日時 ・確定診断の状況等 ・健康被害の内容（症状、重症度等） ・感染拡大の状況（家族以外への感染等） ・現地での対応状況（初動対応の内容等） ・住民、県民の反応 ・情報の発信元
収集源	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO ・諸外国 ・国際感染症学会のメーリングリスト等 	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所からの情報提供 ・国（SARSオペレーティングシステム等）や当該都道府県からの情報提供 ・国立感染症研究所からの情報提供 ・地方衛生研究所ネットワークのメーリングリスト ・健康危機管理支援ライブラリーシステム等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく届出（注）等

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条及び第14条の規定に基づき、医師等から届出が行われる。

2 情報提供体制の整備

（1）新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時には、記者発表により随時県民に対して情報提供を実施することとなることを踏まえ、健康福祉部事務次長を新型インフルエンザ等に関する広報担当者に、健康福祉部技術次長をその代理に選任するとともに、国の体制を参考に必要な体制を整備する。

（2）庁内関係部局や国との情報連絡網を整備するとともに、情報提供・共有担当者の養成を行う等、広報体制の強化を図る。

- (3) 県は、県民の新型インフルエンザ等に対する正確な知識の普及を図るため、インターネット、パンフレット等により、新型インフルエンザ等に関する基本知識、各家庭で実施できる基本的な感染対策、県が実施する対策等について、情報提供を行う。

3 情報提供の内容

(1) 発生前の情報提供

- ア 県は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、平時においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民に情報提供する。
- イ 学校等は集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、県は、発生前から健康福祉部と教育委員会等が連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導していく。
- ウ 誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を県民が持つように情報提供する。

(2) 海外発生情報等に係る情報提供

- ア 新型インフルエンザ等の海外発生状況の情報提供に当たっては、WHO 等の国際機関が公表する情報をベースとし、発生状況のみならず、当該時点における我が国への流入の危険性の評価、感染対策等についても極力情報提供を行う。具体的には次に掲げる内容を含む。
- (ア) 発生状況（発生国・地域の名称等）
- (イ) 確定診断の状況
- (ウ) 健康被害の状況
- (エ) 我が国への流入の危険性の評価
- (オ) 感染対策
- (カ) 問い合わせ先（コールセンター等）
- (キ) その他

(3) 国内発生情報に係る情報提供

- ア 新型インフルエンザ等が国内で発生した場合の情報提供について、サーベイランスの実施状況との関連で、発生段階に応じた項目の選択はあり得るものの、基本的には、次に掲げる内容を含む。
- (ア) 発生状況
- (イ) 発生地域
- (ウ) 確定診断の状況
- (エ) 健康被害の状況
- (オ) 感染対策（特に、対策の理由/実施主体/実施状況）
- (カ) 症状が出現した場合の行動（受診の方法等）
- (キ) 行政の対応
- (ク) 問い合わせ先（コールセンター等）
- (ケ) その他

(4) 県内発生情報に係る情報提供

- ア 県は、県内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、国と随時連携をとりながら、情報提供を実施する。また、患者のプライバシーの保護に十分留意する。
- イ 県及び保健所設置市である金沢市（以下「県等」という。）は、厚生労働省から示された診断、治療に係る方針について、県内の医療機関に対して、周知する。
- ウ 県は、随時ホームページ等により、最新の情報や有効な感染対策等について、公表する。
- エ コールセンター等の設置に当たっては、119番や発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で発熱等を有する患者からの相談に対応する帰国者・接触者相談センターとの役割分担と連携体制について確認する。
- オ 県医師会との連携の下、医療機関からの相談にも対応する。

4 情報提供方法

(1) 記者発表

- ア 県は、国内で新型インフルエンザ等の患者が確認された段階で、上記の情報提供体制により、国と連携を図りつつ記者発表を行う。

(情報提供における県対策本部や関係部局との調整)

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においては、内容に応じて、県対策本部ではなく、関係部局が主体となって情報発信を行う場合もあることから、県対策本部は関係部局の間で情報を共有し、対策の実施主体となる部局が適切に情報を提供できるよう調整する。
- ・ 県対策本部及び関係部局は、情報をホームページで提供し、県民が情報を得る機会を増やすよう努める。また、提供した情報は、一つのホームページにまとめて掲載し、情報提供元の一元に努める。

(2) コールセンター等の相談窓口

- ア 県は、新型インフルエンザ等の発生時において、国及び他の地方公共団体の対応を参考にコールセンター等を設置し、現場の実情に応じた対応を行う。その際には、保健福祉センター及び金沢市保健所（以下「保健福祉センター等」という。）の医師・保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障を来さないように配慮する。

(3) 受け手に応じた情報提供

- ア 県は、新型インフルエンザ等対策に係る県民の認識について、継続的に把握するよう努め、その対策の計画・立案に当たっては、可能な限り県民の意見を聞く場を設ける。
- イ 県は、従来の方法では情報が届きにくい方に対しても、可能な限りの手段を用いて発生前及び発生時に情報提供する。

(外国人に対する情報提供)

- ・ 発生時において県は、外国人が接触する可能性が高い機関・媒体を通じて、外国人ができる限り速やかに情報を得られるよう努める。

（障害を持つ方に対する情報提供）

- ・発生時において県は、障害者団体等にも情報を提供し、団体等を通じて、障害を持つ方ができる限り速やかに情報を得られるよう努める。
- また、障害に応じた情報提供方法を工夫するよう努める。

（そのほか検討が考えられる情報提供手段）

- ・携帯電話、スマートフォン等による情報提供サービスの活用
- ・日本語以外でもホームページ上に情報を掲載する等、外国人ができる限り速やかに情報を得られる機会の増加

第3章 市町における対応

- 1 市町は、最も住民に近い行政主体であることから、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。したがって、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手するように努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- 2 市町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について住民へ情報提供する。
- 3 新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を検討する。

第4章 県と国等との連携

1 国との連携

- （1）県は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、発生前から、国との間で、互いに窓口となる担当者を複数名設定しておく。また、緊急時の連絡先電話番号・メールアドレスについて事前に共有し、新型インフルエンザ等の発生時において、相互に直接連絡がとれるよう準備しておく。
- （2）県は、新型インフルエンザ等の発生時において、国のコールセンターや国の作成したQ&A、インターネット等の活用により、国等とより密な情報共有を図る。

2 市町との連携

市町は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、発生前から、県との間で、互いに窓口となる担当者を複数名設定しておく。また、緊急時の連絡先電話番号・メールアドレスに

ついて事前に共有し、新型インフルエンザ等の発生時において、相互に直接連絡がとれるよう準備しておく。

3 医療機関、指定地方公共機関との情報共有

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時において、県等は、厚生労働省から示された新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を県内の医療機関に対して周知する。
- (2) 各関係部局は、所管する指定地方公共機関その他関係機関と適宜情報共有する。

